

## 時効利益放棄協定書

”本船名”／”相手船名”衝突事故  
事故発生日：”20YY/MM/DD”、事故発生場所：”海域・港湾名等記載”

標記衝突事故について、”本船名”の〇〇（船主名、裸傭船者名等適宜記載）である甲と”相手船名”のXX（船主名、裸傭船者名等適宜記載）である乙は、下記の通り合意した。

### 記

1. 題記衝突事故（“本件事故”）発生から20YY年MM月DD日までの期間の利益を、民法第151条【協議を行う旨の合意による時効の完成猶予】に基づき相互にこれを放棄し、本件事故に関して生じた相手方に対する一切の請求権につき、本件協定書締結日から1年を経過した時、または相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でなされた時から6ヶ月を経過した時のいずれか早い時まで時効の完成を猶予し、協議を行うことに合意する。
2. 両当事者は、本書面によって何らの事実乃至責任を認めるものではなく、いかなる防御権も放棄しない。

20YY年MM月DD日、本協定の証として、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

（又は）

両当事者は本協定の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、それぞれ別途合意した方法により電子署名を行った上、当該電磁的記録を保有する。なお、この場合、本協定における原本は双方の電子署名がなされた電磁的記録とし、当該電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

以上

年 月 日

甲

---

乙

---